

松戸市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

消防団員の減少及び災害の多発化・激甚化により消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員の処遇を改善し、消防団の入団要件を緩和することにより、消防団員を確保するため。

## 松戸市消防団条例の一部を改正する条例

松戸市消防団条例（昭和26年松戸市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（任命）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 その他の団員は、団長が市内に居住し、<u>又は勤務する年齢18歳以上55歳未満の者のうちから市長の承認を得て任命する。ただし、役員の年齢要件についてはこの限りでない。</u></p>	<p>（任命）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 その他の団員は、団長が市内に居住し、<u>勤務し、又は通学する年齢18歳以上55歳未満の者のうちから市長の承認を得て任命する。ただし、役員の年齢要件についてはこの限りでない。</u></p>
<p>（服務規律）</p> <p>第7条 団員は、団長の召集によつて出動し<u>服務するものとする。</u></p> <p>2 <u>召集を受けない場合であつても水、火災、その他災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直に出動し服務しなければならない。</u></p>	<p>（服務規律）</p> <p>第7条 団員は、団長の召集によつて出動し<u>職務に従事するものとする。</u></p> <p>2 <u>召集を受けない場合であつても災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直に出動し、職務に従事しなければならない。</u></p>
<p>（報酬）</p> <p>第10条 団員には別表第1によつて報酬を毎年度末に支給する。ただし、退職した団員の報酬の支給については、この限りではない。</p>	<p>（報酬）</p> <p>第10条 団員には別表第1によつて年額報酬を毎年度末に支給する。ただし、退職した団員の報酬の支給については、この限りではない。</p> <p>2 <u>団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2により出動報酬を支給する。</u></p> <p>3 <u>前項の出動報酬の支給期日は、その事由の発生した月の翌月15日とする。ただし、数か月分を取りまとめて支給することができる。</u></p>

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため市外に出張し、又は火災その他の災害、警戒及び訓練に出場した場合においては、別表第2によりその費用を弁償する。

2・3 (略)

別表第1 (第10条関係)

消防団員報酬支給表

階級	(略)
報酬年額	(略)

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため市外に出張し、又は訓練等の職務に従事した場合においては、別表第3によりその費用を弁償する。

2・3 (略)

別表第1 (第10条関係)

消防団員年額報酬支給表

階級	(略)
年額報酬	(略)

別表第2 (第10条関係)

消防団員出動報酬支給表

区分	報酬額
大規模災害	1日 8,000円
大規模災害以外の災害	1回4時間未満 3,000円
	1回4時間以上 8,000円
警戒、訓練等の職務	1回 2,500円

備考

- 1 大規模災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項の規定による松戸市地域防災計画に基づき市災害対策本部が設置された災害及び水防法(昭和24年法律第93号)第33条第1項の規定による松戸市水防計画に基づき市水防本部が設置された災害をいう。
- 2 大規模災害の活動時間(拘束時間を含む。)及び大規模災害以外の災害の活動時間が7時間45分を超えたときの報酬は、その後4時間を経過するごとに、4,000円を加算する。

別表第2 (第13条関係)

消防団員費用弁償支給表

区分	車賃(1キロ)	日当(1日に)	宿泊料(1夜)	食卓料(1夜)	鉄道賃、船賃及
----	---------	---------	---------	---------	---------

別表第3 (第13条関係)

消防団員費用弁償支給表

区分	車賃(1キロ)	日当(1日に)	宿泊料(1夜)	食卓料(1夜)	鉄道賃、船賃及
----	---------	---------	---------	---------	---------

	メートルにつき)	つき)	につき)	につき)	び航空賃
(略)					
火災 その 他の 出場	1回につき	3,000円	(4時間以上消防団活動に従事した場合にあつては、7,000円)		
警戒 出場	1回につき	2,500円			
訓練 出場	1回につき	2,500円			

	メートルにつき)	つき)	につき)	につき)	び航空賃
(略)					
訓練 等の 職務	交通機関を利用する必要のある場合に限り、鉄道賃及び車賃の実費				

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第10条、第13条、別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の出動に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前の出動に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。